

(資格者証の訂正)
 第四十八条の七 資格者証の交付を受けている者は、氏名に変更を生じたときは、第三号様式による運行管理者資格者証訂正申請書に当該資格者証及び住民票の写し又はこれに類するものであつて変更の事実を証明する書類を添付してその住所地を管轄する地方運輸局長に提出し、資格者証の訂正を受けなければならない。

2 資格者証の交付を受けている者は、前項に規定する資格者証の訂正に代えて、資格者証の再交付を受けることができる。
 (資格者証の再交付)
 第四十八条の八 資格者証の交付を受けている者は、前条第二項の規定により資格者証の再交付の申請をしようとするとき又は交付を受けた資格者証を汚し、損じ、若しくは失つたために資格者証の再交付の申請をしようとするときは、第二号様式による運行管理者資格者証再交付申請書に既に交付を受けている資格者証(資格者証を失つた場合を除く)及び住民票の写し又はこれに類するものであつて変更の事実を証明する書類(同条第二項の規定により資格者証の再交付の申請をする場合に限る)を添付して、その住所地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。

(資格者証の返納)
 第四十八条の九 資格者証を失つたために前条の規定により資格者証の再交付を受けた者は、失つた資格者証を発見したときは、遅滞なく、発見した資格者証をその住所地を管轄する地方運輸局長に返納しなければならない。

2 資格者証の交付を受けている者が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による死亡又は失踪宣告の届出義務者は、遅滞なく、その資格者証をその住所地を管轄する地方運輸局長に返納しなければならない。

第三節 運行管理者試験
 (試験方法)
 第四十八条の十 試験は、次に掲げる事項について筆記の方法で行つ。
 一 次に掲げる法令についての専門的知識
 イ 道路運送法
 ロ 道路運送車両法
 ハ 道路交通法
 ニ 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)
 ホ イからニまでに掲げる法律に基づく命令
 二 その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力
 (試験の施行)
 第四十八条の十一 試験は、毎年少なくとも一回行う。

2 国土交通大臣(指定試験機関が試験事務を行う場合にあつては、指定試験機関、第四十八条の十四において同じ)は、試験の期日、場所その他試験に関し必要な事項を公示する。
 (受験資格)
 第四十八条の十二 試験は、試験の日の前日において自動車運送事業(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第四項に規定する貨物軽自動車運送事業を除く)の用に供する事業用自動車又は貨物自動車運送事業法第三十七条第三項に規定する特定二種利用運送事業者の事業用自動車の運行の管理に関し一年以上の実務の経験を有する者でなければ、受けることができない。

2 前項に規定する経験は、国土交通大臣が認定する講習を終了することをもつて代えることができる。
 3 第四十八条の四第三項から第五項までの規定は、前項の認定について準用する。
 (受験の申請)
 第四十八条の十三 試験(指定試験機関が行つるものを除く)を受けようとする者は、第四号様式による運行管理者試験受験申請書に前条に規定する受験資格を有することを明らかにする書類を添付して、提出しなければならない。

2 指定試験機関が行つ試験を受けようとする者は、当該指定試験機関が定めるところにより、運行管理者試験受験申請書を当該指定試験機関に提出しなければならない。
 (試験結果の通知)
 第四十八条の十四 国土交通大臣は、受験者に、その試験の結果を遅滞なく通知しなければならない。

第四十九条第三項、第五十条第二項及び第五十一条中、「特定旅客自動車運送事業者及び無償旅客自動車運送事業者」を「及び特定旅客自動車運送事業者」に改める。
 第六章を第七章とする。
 第五十四条第一項の表三の項の上欄中、「第二十三条第一項」を「第二十三条第三項」に改め、「選任」の下に、「又は解任し」を加え、同項の中欄中、「選任」の下に、「又は解任」を加え、「第三十一条第一項各号の要件のうち運行管理者が該当するもの」を「資格者証の番号及び交付年月日」に「運行管理者」を、「選任の場合にあつては、運行管理者」に改め、同表四の項の上欄中、「第四号」を「前号」に改め、同表六の項の上欄中、「第八号」を「前号」に改め、同条を第六十八条とする。
 第七章中第六十八条の前に次の一条を加える。
 (手数料)
 第六十七条 法第九十五条の二第一項の国土交通省令で定める額は、次のとおりとする。
 一 試験を受けようとする者 六千円
 二 資格者証の交付又は再交付を受けようとする者 二百九十円
 第五章の次に次の一章を加える。
 第六章 指定試験機関

(指定の申請)
 第五十四条 法第四十四条第二項の規定により指定試験機関の指定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定試験機関指定申請書を提出しなければならない。
 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
 二 試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
 三 前号の事務所ごとの試験員の数
 四 試験事務の開始の予定日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 一 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。
 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
 四 役員の名簿及び履歴書
 五 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
 六 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 七 試験事務を行おうとする事務所ごとに試験用設備の概要及び整備計画を記載した書類
 八 試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
 九 試験員の選任に関する事項を記載した書類
 十 現に行つている業務の概要を記載した書類
 十一 役員のうち法第四十五条第二項第四号イ又はロに該当する者がいないことを信じさせるに足る書類
 十二 その他参考となる事項を記載した書類
 (指定試験機関の名称等の変更の届出)
 第五十五条 指定試験機関は、法第四十五条の二第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した指定試験機関名称等変更届出書を提出しなければならない。
 一 変更後の名称若しくは住所又は事務所の所在地
 二 変更の予定日